

公 示（案）

※原子力災害対策本部会議終了時間

平成23年9月30日 X時XX分

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	<p>(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原子力発電所」という。）から半径20キロメートル圏内の区域</p> <p>(2) 平成23年（2011年）福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長（以下「原子力災害対策本部長」という。）が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域（(1)の区域）を除く以下の区域</p> <ul style="list-style-type: none">・葛尾村・浪江町・飯舘村・川俣町の一部：山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班まで及び167林班・南相馬市の一部：原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで屋内への退避を指示した区域（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域）のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班
2. 原子力緊急事態の概要	<p>緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月11日 16時36分</p> <p>発生場所 福島第一原子力発電所</p>
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	<p>〈避難区域〉 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の居住者等は、避難のための立退きを行うこと。</p> <p>〈警戒区域〉 福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内は原子</p>

	<p>力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定されたこと。</p> <p>緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止され、又は当該区域からの退去を命ぜられること。</p> <p>〈計画的避難区域〉</p> <p>1.(2)の区域は計画的避難区域に設定されたこと。</p> <p>当該区域の居住者等は、避難のための立退きを計画的に行うこと。</p> <p>〈緊急時避難準備区域の解除〉</p> <p>原子力災害対策本部長が平成23年4月22日付けで設定した緊急時避難準備区域が解除されること。</p>
--	---